

函館市給与等支給明細書広告掲載取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、函館市広告掲載要綱の規定に基づき、給与等支給明細書広告掲載事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は給与等支給明細書とする。

(広告の掲載数、規格、掲載料)

第3条 広告は、給与等支給明細書の裏面に掲載することとし、その掲載数、規格、掲載料は、総務部長が定める。

(給与等支給明細書作成枚数および広告掲載期間)

第4条 給与等支給明細書の作成枚数は、総務部長が定める。

2 広告掲載期間は、12ヶ月とする。ただし、総務部長が必要があると認める場合は、広告掲載期間を必要に応じた期間に変更することができる。

(広告の募集方法)

第5条 広告掲載希望者の募集は、市が広報誌やホームページ、その他の方法で行うほか、広告代理店等を活用することができる。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告の見本を添えて、総務部に提出するものとする。この場合において、広告掲載希望者は、複数枠の申し込みもできるものとする。

(広告掲載条件)

第7条 広告の掲載については、函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基準によるもののほか、市税を滞納している者の広告は掲載しない。

(広告掲載の決定等)

第8条 広告掲載希望の申し込みがあったときは、函館市広告審査委員会において、掲載する広告の可否を審査する。

2 広告の掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により、また、掲載できないと決定したときは、広告非掲載決定通知書(別記第3号様式)により広告掲載申込者に通知するものとする。

3 広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、総務部

長が指定する方法により指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。

4 版下原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載決定通知書に記載された納入期限までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により掲載することができなかつたときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告の取り消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 函館市の広告関連規定に違反したとき。
- (2) 給与等支給明細書作成上支障を生じたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 前条第1号の規定により広告を取り消された広告主は、市および封筒に掲載されている他の広告の広告主が受けた損害に対して責任を負うものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この要領は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

函館市給与等支給明細書広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載につきましては、函館市広告掲載要綱等の基準に適合し、函館市広告審査委員会の承認がありましたので通知します。

記

- 1 広告掲載枠数 枠
- 2 広告掲載料 円
- 3 広告掲載期間 月間
(令和 年 月から令和 年 月まで)
- 4 広告掲載料納入期限 令和 年 月 日

函館市給与等支給明細書広告非掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載につきましては、函館市広告審査委員会において、掲載しないことと決定したので通知します。

記

- 1 広告非掲載枚数 枚
- 2 非掲載理由